

令和5年度 魚津市地域おこし協力隊募集要領【毛勝の郷シェルピース】

魚津市役所地域協働課

◆毛勝の郷シェルピースのみなさん（一緒に活動するみなさん）



◆募集タイトル

【多くの出会いが成長に！】

自然豊かな片貝地区・魚津市の魅力を国内外に情報発信し、リピーターを獲得！地域のキーパーソンとなるツアーガイドを目指そう！（情報発信、イベント企画・運営）

#ツアーガイド #体験プログラム #宿泊施設 #情報発信

◆魚津市（うおづし）は、こんなところ

人口約4万人のまちで、国内でも有数の漁場として知られる富山湾と毛勝三山（けかちさんざん）をはじめとする2,000メートル級の北アルプスが一望でき、世界的にみても特異な自然環境を有するまちです。海が近く市街地から山あいの集落まで車で20分ほどの、とてもコンパクトなまちで暮らしやすさはピカイチ。春の富山湾に現れる蟹気楼や青い宝石で知られるホタルイカは、一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか。

豊かな自然環境は、四季折々の豊かな産物を届けてくれます。新鮮な魚介類、山菜、梨やリンゴをはじめとする果物、そして豊富な雪解け水で生産されるお米は、皆さんの食卓を豊かなものにしてくれるでしょう。

そんな魚津市は「住みよさランキング（東洋経済新報社）」でも常に上位にランクインしており（2022年は12位）自他共に認める、全国でもトップクラスの生活環境が整うまちです。

【参考】

<https://toyama-asbb.com/archives/92025#section2>

◆募集への想い（片貝地域振興会が協力隊を募集する理由）

平成 28（2016）年 3 月 31 日（約 7 年前）、明治時代から 143 年間地域の方々から学び親しまれた片貝（かたかい）小学校は、少子化の影響でついに閉校になってしまいました。平成 12（2000）年に改築したばかりの、まだ 16 年しか経っておらず、新しい校舎だったのに…。寂しくて、残念で、悔しくてたまりませんでした。

そこで平成 28（2016）年 7 月に、片貝地域振興会、片貝公民館の事務所を旧校舎に移転し、地域活動の拠点として活用することにしました。旧校舎は眩しい位に新しく、広いグラウンド、体育館、教室、家庭科室などなど…。廊下を歩いていると、今にも子供たちの元気な声が聞こえてきそうな校舎です。

そんな中、校舎の利活用を考えていく中で、「この施設は小学生、中学生、高校生などの“スポーツ合宿の宿泊施設”に最適なのではないか！」「今一度、子供たちの元気な声が響き渡るような建物に蘇らせたいたい！」と思うように至り、協議を重ねた結果、令和 2（2020）年 4 月に宿泊施設として生まれ変わりました。

ところが、令和 2（2020）年 1 月頃から世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日本でも緊急事態宣言が発令され、開所式は延期され予約も全てキャンセルとなってしまいました。そして現在、ようやく新型コロナウイルス感染症前の平常時に戻り、利用者の大幅な増加が期待できる状況に近づいてまいりました。施設を利用されるお客様は、富山県内はもとより、日本全国、世界中のインバウンド需要など無限にいらっしゃると思います。

そこで、隊員の方には、片貝のコミュニティの一員となって、施設利用者増に向けた情報発信や営業、利用者向けの体験プログラムを充実させていただくことで、片貝と一緒に盛り上げてもらいたいです。



◆こんな方と一緒に活動したい！（求める人物像）

- ・雄弁でなくても相手の話を素直に聞く事のできる、明るくて誠実な方
- ・失敗を恐れずに何事にもチャレンジできる、好奇心旺盛な方
- ・豊かな自然の恵みを肌で感じる事のできる、感性豊かな方

◆片貝地区・片貝地域振興会について

片貝地区は、魚津市街地から車で約 15 分と大変利便性が良く、毛勝三山を源流とする片貝川の清流沿いに位置しており、さわやかな新緑、美しく染まる紅葉、そして雪の降り積もる冬景色と四季を通して豊かな自然を満喫できる中山間地域です。

片貝地区の入口に位置する「道坂・貝田新（どうざか・かいだしん）集落」、片貝地区の中央に位置する「島尻・大菅沼（しまじり・おおすがぬま）集落」、片貝川の右岸側に位置

する「東城（とうじょう）集落」、片貝地区の上流部に位置する「三ヶ村（さんがそん）集落」と、大きく分けて四つの集落、十二の自治会組織で構成されています。

片貝地区も、少子高齢化や若者の流出による人口減少に歯止めがかからず、地域活性化を図るためにも地域コミュニティをより一層深めながら、住民参加型の地域づくりを積極的に行う必要性に迫られています。

そこで、地域の特性を活かした、明るく住みよい「まち・むらづくり」と、地域社会の発展と豊かな住民生活を目指し、平成 27（2015）年 4 月「片貝地域振興会」を設立しました。

◆毛勝の郷（けかちのさと）シェルピースについて

片貝地域振興会、片貝公民館は、平成 28（2016）年 7 月から旧片貝小学校に拠点を移し地域活動を行ってきました。また令和元（2019）年度には、片貝地区と市内外の人たちとの交流を図るために、旧片貝小学校の空き教室を利活用し、浴室も完備した宿泊体験施設に改修しました。

そこで片貝地域振興会では、地域活性化を図るために旅館業法に基づいた宿泊施設の「コミュニティビジネス」に着手し、令和 2（2020）年度から片貝公民館を、「片貝コミュニティセンター」としてスタートしました。

そして、コミュニティセンターの愛称を地域住民から公募し、毛勝三山（毛勝山、釜谷山、猫又山）を仰ぎ見る事ができ、「片（ピース）、貝（シェル）」にちなんで、「毛勝の郷シェルピース」と名付けました。

令和 3（2021）年度からは、魚津市から片貝コミュニティセンターの管理運営を担う、指定管理者の指定を受けて地域づくり活動の場を創出しています。



◆3年間のスケジュール、ステップアップの流れの例

【1年目】

まずは、地域おこし協力隊が片貝にいるということを知ってもらうところから。片貝での生活に慣れ、多くの方と出会い人脈を広げる。初対面の方とのやり取りが多いので、礼儀・作法を学びながら丁寧な接客を身に着ける。

【2年目】

1年目の活動の反省を踏まえて、さらに人脈を広げ、自発的に行動する。片貝や魚津市にとってプラスとなる活動であれば、積極的に提案し、実施につなげる。片貝・魚津市に長く滞在してもらえるような仕組みを考える。

【3年目】

活動の集大成として、地域住民のみならず、様々な人を巻き込み、更なるシェルピースの

利用者拡大・片貝の魅力発信に努める。その他新規イベントや新たな取組等に挑戦してみる。

◆任期終了後について

任期終了後も魚津市に定住してもらえよう、隊員の方の希望に沿うように全力でサポートします。例えば、旅行業務取扱管理者の資格を取得し、3年間片貝で培った人脈を活かして起業することで、片貝や魚津市での旅行プランを販売して生活することも可能です。任期終了後も片貝の方と一緒に仕事を続けていただき、ゆくゆくは魚津市の観光業に携わってほしいと考えています。片貝・魚津のキーパーソンとなるツアーガイドを目指しましょう！

◆一日の業務の一例

【情報発信・営業活動の日】

- 9：00 出勤、SNS チェック
- 9：30 営業活動のメール作成、送信
- 10：30 シェルピース利用者向けアンケートの集計作業
- 12：00 昼休み
- 13：00 情報発信用に片貝地域を撮影
- 15：00 撮影動画の編集
- 16：00 HP、SNS 更新
- 17：00 退勤

【片貝体験プログラム実施日】

- 9：00 出勤、メール等チェック
 - 9：30 受け入れ準備、雑務
 - 10：00 受付、プログラムの説明等の対応
 - 12：00 昼休み
 - 13：00 終了後の片づけ
 - 14：00 参加者アンケート集計作業
 - 15：00 プログラム実施について、HP、SNS で PR
 - 16：00 参加者へのお礼メール（リピーターにつなげる）
 - 17：00 退勤
-

【募集内容の詳細】

1 募集分野

情報発信、イベント企画・運営

2 募集人数

1名

3 募集期間

令和5年5月18日（木）～令和5年6月9日（金）17:00まで必着

4 応募条件（次に掲げる全てについて当てはまる方が対象）

(1) 申し込み時点で次に掲げる地域（富山県外）に住所を有する方で、以下に該当する方

ア 三大都市圏内の都市地域、指定都市に住所を有する方

イ 三大都市圏内の一部条件不利地域、若しくは指定都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方

ウ 三大都市圏外の都市地域に住所を有し、転入地が「条件不利区域内」となる方、若しくは政令都市に住所を有する方

エ 三大都市圏外の一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有し、転入地が「条件不利区域内」となる方、若しくは指定都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方

※お住まいの地域が対象となるか等ご不明な方は、地域協働課定住応援室までお問い合わせください。

(2) 任用の通知があつてから、任用を開始するまでの間に本市の区域内に住所を定めることができる方（特別交付税措置に係る地域要件確認表に準じた要件となります。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(4) 任用の日において18歳以上の方

(5) 心身が健康で、かつ、地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある方

(6) 普通自動車運転免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方（AT限定可）

(7) 本市で地域おこし協力隊として最低1年以上活動できる方

(8) 地域おこし協力隊の任期終了後、魚津市に定住する意思のある方

(9) 土日祝日の勤務や行事への参加等、不規則な勤務体制に対応できる方

(10) パソコンの一般的な操作（ワード・エクセル・パワーポイント、電子メール、SNS等）ができる方

(11) 令和5年6月29日（木）に魚津市役所で実施する第2次選考（面接試験）に参加できる方（詳細は「6 選考の流れ」をご確認ください。）

(12) 令和5年8月1日（任用予定日）から魚津市で地域おこし協力隊として活動し、生活できる方

5 応募方法

●提出物

- (1) 令和5年度魚津市地域おこし協力隊採用申込書
※申込書は市のホームページよりダウンロードしていただくか、地域協働課定住応援室に請求してください。
- (2) 住民票の写し（応募直近に取得したもの。）
- (3) 運転免許証の写し（表・裏）
※提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

●提出方法

- (1) 電子メール（PDF形式）「teiju@city.uozu.lg.jp」まで
- (2) 郵送（魚津市役所地域協働課定住応援室あて）
- (3) 持参（魚津市役所地域協働課定住応援室（2F）まで）

6 選考の流れ

- (1) 第1次選考（書類審査）
採用申込書を基に選考し、結果は応募者全員にメールにて文書で通知します。なお、書類の内容について、電話等で確認することがありますのでご了承ください。
書類審査は6月中旬頃を予定しております。結果通知は6月中旬頃通知する予定です。
※書類審査の前後に、zoom等で職員と面談させていただく場合があります。
- (2) 第2次選考（面接試験）
第1次選考を通過された場合、面接を行います。面接は6月29日（木）に市役所で実施します。面接者は市の職員の予定です。最終結果は、面接者全員にメールにて文書で通知します。通知は7月上旬頃を予定しております。
※第2次選考に参加する際に要する交通費などの経費は、自己負担となります。

7 勤務地

片貝コミュニティセンター 毛勝の郷シェルピース（富山県魚津市島尻818）

8 隊員の活動内容

●主な活動

- (1) シェルピースの利用者数拡大に向けた、情報発信・営業活動
 - ・HP、SNS（Instagram、YouTube、TikTok等）での情報発信
 - ・PR動画の作成
 - ・営業活動
スポーツ少年団、中高生部活動クラブ、大学ゼミ・部活（サークル）、女子大学野球、企業等の研修会へのコンタクト。県内外への訪問やメールによる営業活動。
 - ・アンケート等によるニーズ調査
調査票の作成、アンケート収集、分析等。

- ・ シェルピースでのイベント等の実施

シェルピースを知ってもらうための方法として、市内外の方を対象としたイベントを実施。利用者数拡大につなげる。

(2) 片貝体験プログラムの企画・運営

- ・ 新規体験プログラムの考案

片貝地区にこだわらず、市内での農業体験や果物収穫体験のメニューを作成したい。

- ・ 体験プログラムに係る雑務

体験に関わる方との連絡調整、問い合わせの受付対応等。

- ・ 情報発信

シェルピースに宿泊すると、充実した体験プログラムを受けることができることをPR。

(3) 片貝地域に関係する活動

- ・ 「蝶六片貝踊り保存会」の方と、踊りの伝承、後継者の育成

～せり込み蝶六（ちょうろく）とは？～

魚津市で毎年8月第1金、土、日に行われる「じゃんこい魚津まつり」で、地域住民や企業の社員が扇子を回して踊ります。魚津市民ならなじみのある、伝統ある踊りです。

【せり込み蝶六・せり込み蝶六踊り街流し（魚津市観光協会）】

<https://uozu-kanko.jp/library/cyouroku/>

- ・ 地域住民との交流

敬老会での健康体操の実施や、地区運動会、雪まつり等のイベントへの参加等。

(4) 片貝山ノ守キャンプ場の利用者数拡大に向けた情報発信

- ・ SNS（Instagram等）での情報発信

ファミリー向け、ソロキャンパー向け等。それぞれ月2回程度の更新。

※YouTube用の動画作成については、更新頻度等は相談の上、実施。

- ・ シェルピースと連携した観光プランの作成

●その他の活動

以下の活動にも従事していただく予定としています。

- ・ 市に関連するイベント、地域で開催されるイベントへの参加。

- ・ 活動の情報発信（新聞、市広報、CATV、SNS等）

※Instagramで情報発信していただきます。2～3日に1回は投稿してください。

- ・ 勤怠管理表の入力・日報の作成（毎日）、その他必要書類の作成等

- ・ 受入先、市の担当者の3者での定例会（月1回程度の予定）

・ 国や富山県、市、その他団体等が主催する研修会に参加していただきます。参加後は復命書（報告書）を作成していただきます。

- ・ 任期中は市の指示及び受入先の指示に従って活動していただきます。

- ・ 任期開始後、最初の1週間～1ヶ月ほど、地域おこし協力隊について理解を深める

ため、市役所で活動していただく場合があります。

9 任期

令和5年8月1日（任用予定日）から令和6年3月31日までとしますが、最長で着任から3年を限度に再任することができます。任期は年度ごとに更新し再任については双方協議のうえ判断します。ただし、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、任用期間中でも任用を取り消すことが出来るものとします。

10 勤務時間・休日等

●勤務時間

- (1) 始業・終業の時刻 原則9時から17時の週5日間（7時間/日、35時間/週 勤務）
- (2) 休憩時間 60分
- (3) 時間外勤務の有無 有
- (4) 休日勤務の有無 有

※地域に関わる業務のため、平日の早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日に勤務となる場合があります。その場合には、活動時間をずらすことや、振替で休みを取得することが可能です。

●勤務しない日

- (1) 週休日（土曜日、日曜日、祝日）
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) その他（休日の代休日）

●休暇

- (1) 有給休暇
年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、ほか）
- (2) 無給休暇
子の看護休暇、介護休暇、病気休暇、ほか
※詳細は「魚津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に記載されています。

11 給与

- (1) 報酬
月額 185,612円 支給日：当月21日
※時間外勤務、休日勤務等の報酬はなし（全て振替代休として対応）
- (2) 期末手当（6月・12月支給）
※支給率：1.2月分、期間率：在職期間により、0.3～1
計算方法：報酬の月額×1.2×在職期間別割合

(3) 通勤手当

通勤距離が片道2キロ以上の場合、距離に応じて支給

12 身分・待遇・福利厚生

(1) 魚津市会計年度任用職員（パートタイム）として魚津市長が任命します。

(2) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します（本人負担分は給与から差し引かれます）。

(3) 任用期間中の住居の家賃は月額40,000円まで補助します。ただし、転居に係る費用、生活備品及び光熱水費等は個人負担となります。

※活動拠点である片貝地区に居住していただく予定です。住居は市が準備します。

(4) 活動に使用する車両は市で貸出します。ただし、通勤や活動以外での私的使用はできません（ガソリン代も市で負担します）。

※通勤や生活をするうえで車を要する可能性が高いため、自家用車等の準備をお勧めします。

(5) 活動にかかる消耗品等は、予算の範囲内で市が負担します。購入の際は事前に市の担当者に必ず確認してください。

13 地域おこし協力隊任期終了後の支援制度

(1) 魚津市地域おこし協力隊起業等支援補助金

魚津市で地域おこし協力隊としての任期終了前の1年以内又は任期終了後の1年以内に、魚津市で起業または事業承継する場合、100万円を上限に補助します。

(2) 任期終了後、定住するための空き家の改修に要する補助

魚津市で地域おこし協力隊の任期終了後、引き続き魚津市で定住する際に、居住するための空き家の改修に要する経費について、補助します。

【問い合わせ先】（ご不明な点等はお気軽にお問い合わせください）

魚津市役所 地域協働課定住応援室（2F）

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

TEL 0765-23-1095 FAX 0765-23-1051 E-mail teiju@city.uozu.lg.jp